

令和5年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 埼玉県桶川市 目次



桶川市マスコットキャラクター
『オケちゃん』

I 償却資産の申告について		ページ	III 償却資産の評価について		ページ
1	申告していただく方	1	1	償却資産の評価と課税について	9-10
2	提出する書類	1-2	2	減価率及び減価残存率一覧表	10
3	電算処理により全資産申告をされる場合	2	IV その他		
II 償却資産のあらまし			1	非課税及び課税標準の特例が適用される資産について	11
1	償却資産の範囲について	3-4	2	虚偽の申告及び不申告について	11
2	償却資産の主な種類について	4	3	実地調査のお願い	11
3	業種ごとの主な償却資産の例	5	V 償却資産Q&A		
4	家屋と償却資産との区分について	5-6	VI 耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令より抜粋)		
5	テナント等が取り付けけた家屋の附帯設備	7	VII 申告書等の記入例		
6	リース資産と納税義務者	7	1	償却資産の申告書	16
7	取得価額における消費税の取扱い	7	2	種類別明細書(増加資産・全資産用)	17
8	国税の取扱いとの比較	8	3	種類別明細書(減少資産用)	18
			提出前チェックリスト		

提出期限 令和5年1月31日(火)

- 申告書の御提出は、郵便、信書便又は直接窓口で受け付けております。
- 申告書を郵送により提出される方で、控えの返送を御希望の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の「18 備考(添付書類等)」欄にその旨を記載して提出してください。
- 申告書等は、市役所HPからもダウンロードできます。(http://www.city.okegawa.lg.jp/)

【提出先・お問い合わせ先】 桶川市役所 税務課資産税係

〒363-8501

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

TEL 048(786)3211(代表)内線 1876

048(788)4916(直通)

FAX 048(787)5408

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

土地及び家屋以外の資産で工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなどの事業の用に供することができる資産は、償却資産として固定資産税の課税対象となっています。事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、その資産について所定の事項を申告していただくことになっています。

2 提出する書類

【（１） 初めて申告される方 ……全資産を申告してください。】

対象者	① 令和4年1月2日から令和5年1月1日の間に、新たに桶川市内で事業を始められた方（リース資産を設置した場合も含まれます。） ② その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	令和5年1月1日現在、桶川市内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18 備考（添付書類等）」に「該当資産なし」と記入して提出してください。

【（２） 前年度までに申告されている方 ……増減した資産について申告してください。】

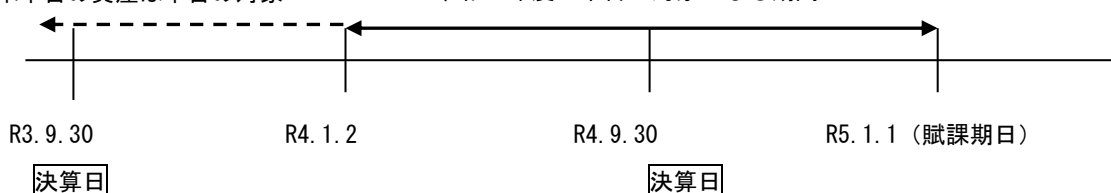
対象者	前年度（令和4年度）までに申告されている方
対象資産	令和4年1月2日から令和5年1月1日までの増加及び減少資産 （ただし、令和4年1月1日以前に増加及び減少した資産についても、未申告のものがあれば申告してください。（下の例を参照））
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）
その他	① 前年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「18 備考（添付書類等）」に「増減なし」と記入して提出してください。 ② 法人にあっては、特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないように御注意ください。（下の例を参照）

* 電算処理により全資産申告をされる方は、2ページを御覧ください。

（例）1年決算法人で、決算日が9月30日の場合

R4.1.1 以前に取得した資産でも未申告の資産は申告の対象

令和5年度の申告の対象となる期間



提出書類一覧表

		申告書 ※	種類別明細書 (増加・全資産)	種類別明細書 (減少)	備考
(1) 初めて申告 される方	資産所有	○	○ (全資産)		
	資産なし	○			申告書中の「18 備考 (添付書類等)」に「該 当なし」と記入
(2) 前年度まで に申告され ている方	①取得、移動による受入 れ、未申告資産がある場合	○	○		
	②売却、滅失、移動等によ る資産の減少がある場合	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	増減なし	○			申告書中の「18 備考 (添付書類等)」に「増 減なし」と記入
	廃業・解散・転出	○		○	申告書中の「18 備考 (添付書類等)」に廃 業等の日付を記入
	電算申告をしている方	○	○ (全資産)	○ (減少がある場合)	

※ 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認するため、本市から送付した申告書を添付するか、所有者コードを必ず転記してください。

3 電算処理により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	<p>① 全国統一様式（第26号様式）により、記入事項の全てを記入してください。</p> <p>② 所有者コード、評価額（ホ）欄、決定価格（へ）欄及び課税標準額（ト）欄について、必ず記入してください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>① 必ず全資産を申告してください（資産の種類ごとに区分して、合計額を記入してください。）。</p> <p>② 前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。電子申告の場合には、前年度の増加・減少資産の明細書をPDF等で添付してください。</p> <p>③ 全資産について、評価額を記入してください。</p> <p>④ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記入してください（特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、御協力をお願いします。）。</p> <p>⑤ 評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。</p> <p>⑥ 改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して申告してください。</p> <p>⑦ 耐用年数省令の改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に改正前の耐用年数及び改正年を記入してください。</p>

II 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

(1) 申告の対象となる資産

令和5年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。なお、次に掲げる資産についても申告が必要です。

- ① 簿外資産（帳簿に記載されていないが、本来は減価償却が可能な資産）
- ② 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産
- ④ 遊休資産（稼働を停止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- ⑥ 租税特別措置法の規定を適用し即時償却をしている資産

（例）中小企業等の少額資産の損金算入の特例適用資産（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

中小企業経営強化税制適用資産（租税特別措置法第10条の5の3、第42条の12の4、第68条の15の5）

(2) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合 <small>（平成11年1月1日以後に取得した資産）</small>	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 <small>（平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産）</small>	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきもの
- ② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。）
- ⑥ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。）
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以後契約分）

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		細目 (例)	
第1種	構 築 物	土地に定着した 土 木 設 備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む。）、煙突、緑化施設等
	建 物 附 属 設 備	建 物 附 属 設 備	受変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 *詳しくは5ページ【4 家屋と償却資産の区分について】を御参照ください。
		建物の所有者と異なる者 (テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000」～「099」のもの。）ブルドーザー、パワーショベル等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬 送 設 備	クレーン、フォークリフト等（※詳細は12ページ参照）
		そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備等
第3種	船 舶	モーターボート等	
第4種	航 空 機	ヘリコプター等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900」～「999」のもの。）、構内運搬車、台車等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除く。	
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具等	

3 業種ごとの主な償却資産の例

業 種	課税対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、LAN設備、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理 容 業 ・ 美 容 業	理・美容いす、パーマ器、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、湯沸し器、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備、その他
医 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器、歯科診療用ユニット）、各種キャビネット、待合室いす、その他
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）、その他
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備、景品陳列台、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、その他
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、アスファルト舗装、防壁、その他
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、グラインダー、溶接機、取付工具、切削工具、その他
不 動 産 貸 付 業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備（駐車場の舗装路面、フェンス、植栽、外構など）、その他
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農 業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具、その他
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

4 家屋と償却資産の区分について

家屋の所有者が付加した建築設備等のうち、構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取扱います。

ただし、家屋の所有者以外の者が取り付けた家屋の附帯設備は、償却資産として取扱います（7ページ【5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備】を御覧ください。）。

＜家屋と償却資産の区分表＞

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家 屋	償却資産	家 屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	インターホン設備	設備一式	○				◎
監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
屋内の配管等		○				◎	
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	設備一式	○				◎
防災設備	避雷設備	設備一式	○			◎	
	火災報知設備	設備一式	○			◎	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直型連続運搬装置		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設、舗装路面等）		◎		◎	

* 上の表は、主な設備等を例示したものです。一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産（特定附帯設備）は、当該資産を取り付けたテナント等を所有者とみなし、償却資産として課税します。

特定附帯設備は、償却資産としてテナント等が申告する必要があります。家屋と償却資産の区分の例示については、6 ページ <家屋と償却資産の区分表>を御覧ください。

6 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

- * 平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。
- * 「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価によって譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。
- * 割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。
- * 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、リース会社が取得した際の取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

7 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の表のとおり取扱いになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

8 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法（減価率は10ページの表を使用します）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません ※1
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却（所得税、法人税）	認められます	認められます
耐用年数の短縮 ※2	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5/100
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産）	損金算入が可能（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）	損金算入したものは課税対象外（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
一括償却資産（取得価格が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金算入が可能（法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）	損金算入したものは課税対象外（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度	損金算入が可能（租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）	認められません（課税対象になります）

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年として、早期に償却することができる制度のことです。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象資産一品ごとに、取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算を行い、価格（評価額）を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - (減価率 / 2)) ※
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※ 二重下線部分は、小数点第4位を四捨五入

* 減価率は10ページ【2 減価率及び減価率残存率一覧表】を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

計算例

R4年度	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額	合計
評価額算出方法	ルームエアコン	R3.11	500,000円	6年	0.319	500,000円 × (1 - 0.319 × 1/2) = 420,000円	1,591,200円
	看板 (ネオンサイン)	R3.2	1,600,000円	3年	0.536	1,600,000円 × (1 - 0.536 × 1/2) = 1,171,200円	



R5年度	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額	合計
評価額算出方法	舗装路面 (コンクリート敷)	R4.9 (前年中取得)	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) = 2,508,300円	3,337,756円
	ルームエアコン	R3.11 (前年前取得)	500,000円	6年	0.319	420,000円 × (1 - 0.319) = 286,020円	
	看板 (ネオンサイン)	R3.2 (前年前取得)	1,600,000円	3年	0.536	1,171,200円 × (1 - 0.536) = 543,436円	

(3) 税額の計算方法

$$\text{課税標準額 (1000円未満切捨て)} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額 (100円未満切捨て)}$$

※ 課税標準額とは桶川市内に所在する資産の価格(課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの)の合計です。

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円（免税点）に満たない場合は課税されません。ただし、申告書の提出は必要です。なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5) 納期

年税額は4回に分けて納めていただくことができます。固定資産税の納期は毎年5月末日・7月末日・12月25日・2月末日になります。（ただし、納付期限が土曜日、日曜日、祝日等の休日に当たる場合には、その翌日が納付期限となります。）

なお、市税の納付については、指定された金融機関の口座から振替納付する「口座振替」を御利用いただけます。

2 減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1－（減価率／2）	前年前取得 1－減価率			前年中取得 1－（減価率／2）	前年前取得 1－減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

IV その他

1 非課税及び課税標準の特例が適用される資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、第26号様式別表1《種類別明細書（増加資産・全資産用）》の摘要欄に根拠法令・条項を記入するとともに、「非課税・特例該当資産申告書」（※）に必要事項を記入し、特例内容に係る資料を添付して提出してください。なお、前年までに特例の適用を受けた資産は、提出の必要はありません。

※「非課税・特例該当資産申告書」は、市役所HPからダウンロードできます。

【課税標準の特例資産の例】

資産の種類	適用法令・条項	特例割合	関係法令	
(1)ガス事業用資産	地方税法第349条の3第2項	最初の5年1/3	ガス事業法	
		その後の5年2/3		
(2)『先端設備等導入計画』の認定を受けた中小企業が所有する先端設備等（※）	地方税法附則第64条	最初の3年ゼロ	中小企業等経営強化法 (旧生産性向上特別措置法)	
(3)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（※）	太陽光発電設備	地方税法附則第15条第26項第1号イ	最初の3年2/3	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
		地方税法附則第15条第26項第2号イ	最初の3年3/4	
	風力発電設備	地方税法附則第15条第26項第1号ロ	最初の3年2/3	
		地方税法附則第15条第26項第2号ロ	最初の3年3/4	
	水力発電設備	地方税法附則第15条第26項第2号ハ	最初の3年3/4	
		地方税法附則第15条第26項第3号イ	最初の3年1/2	
	地熱発電設備	地方税法附則第15条第26項第1号ハ	最初の3年2/3	
		地方税法附則第15条第26項第3号ロ	最初の3年1/2	
バイオマス発電設備	地方税法附則第15条第26項第1号ニ	最初の3年2/3		
	地方税法附則第15条第26項第3号ハ	最初の3年1/2		

※（2）及び（3）の特例割合は、「わがまち特例」として桶川市税条例附則第10条の2に規定しています。特例適用の対象となる具体的な資産の例や上記以外の「わがまち特例」適用資産については、桶川市HPを御覧ください。

2 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び桶川市税条例第79条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますので、御注意ください。

なお、申告内容の修正や申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税（最大5年間）となりますので、御了承ください。

3 実地調査のお願い

地方税法第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税は、現年度だけでなく、過年度（最大5年間）に遡及することもありますのであらかじめ御承知おきください。

V 償却資産Q & A

Q 1 現在事業の用に供していない資産（遊休資産、未稼働資産）でも申告は必要ですか？

A 1 償却資産の要件の一つは「事業の用に供することができる資産」ですが、これは現に事業の用に供されている資産はもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれます。したがって、一時的に稼働を休止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態にあれば、固定資産税の申告対象となります。また、工場を新設し完成したが、まだ稼働していない場合のような未稼働資産についても、同様に償却資産の申告対象となります。

Q 2 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、申告の対象となりますか？

A 2 耐用年数を経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、償却資産の申告対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%となります。

Q 3 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲とはどのようなものですか？

A 3 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く。）、除雪車、モーターグレーダー等があり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」が該当します。

*** 大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別**

下記の要件の一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

- (1) 自動車の長さが4.7mを超えるもの
 - (2) 自動車の幅が1.7mを超えるもの
 - (3) 自動車の高さが2.8mを超えるもの
 - (4) 最高速度が15km/hを超えるもの
- 農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準はなく最高速度35km/h以上のもの。

なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。（自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。）

Q 4 同一の資産（テレビ、ビデオ、ソファ等）を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの資産には固定資産税は課税されますか？

A 4 「事業の用に供することができる資産」となるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。しかし、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取り扱い、固定資産税は課税されません。

Q 5 会社の社宅のような福利厚生施設の設備や備品等に固定資産税は課税されますか？

A 5 申告の対象となる償却資産は、事業者がその本来の業務として行っている事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。したがって、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備や備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。

Q 6 会社の移転や社名の変更があった場合はどうすればよいですか？

A 6 申告書の備考欄（18）に変更があった旨を御記入ください。翌年度は変更内容を反映したものを送りいたします。なお、別紙等により変更内容を御提出いただいても結構です。

Q 7 太陽光発電設備を設置したのですが、固定資産税は課税されますか？

A 7 家屋に一体の建材（屋根材等）として設置された太陽光発電設備は、家屋として課税対象となりますが、その他の設置方法により設置し、事業の用に供するために取得された太陽光発電設備（個人住宅用の場合、発電出力が10kw以上の発電設備）は、償却資産の課税対象となりますので、申告をお願いします。

なお、太陽光発電設備においては、課税標準の特例措置がありますが、平成28年4月1日以降に取得したのものに関しては、政府の援助を受けて取得したものが課税標準の特例の対象になります。

【必要書類】

- ① 非課税・特例該当資産申告書（桶川市HPからダウンロードできます。）
- ② 再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し

Q 8 『先端設備等導入計画』の認定を受けた中小企業が所有する先端設備等の特例措置はどのような資産が該当しますか？

A 8 中小企業等経営強化法（旧生産性向上特別措置法）に規定する『先端設備等導入計画』に基づき、令和5年3月31日までの間に取得した機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、構築物、事業用家屋が該当します。

【必要書類】

- ① 非課税・特例該当資産申告書（桶川市HPからダウンロードできます。）
- ② 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ③ 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し又は先端設備等に係る誓約書の写し
- ④ 経営革新等支援機関による事前確認書の写し
- ⑤ 工業会等による証明書の写し

VI 耐用年数表

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令より)

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数(別表第1抜粋)

○建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数(年)
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備 (冷凍機の出力が22kW以下のもの)	13
	その他のもの	15
昇降機設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易設備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

○構築物

構造又は用途	細目	耐用年数(年)
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	ネット設備	15
	野球場、陸上競技場、ゴルフコース	30
	その他のスポーツ場の排水その他の土工施設	
	水泳プール	30
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれるものを除く。)	20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビジュアルス敷	3
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	下水道、煙突及び焼却炉	35
	へい	30
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	防壁(爆発物用のものを除く。)	30
	へい	15
れんが造のもの	煙突、へい(著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの)	7
	煙突、へい(その他のもの)	25
石造のもの	下水道、へい及び爆発物用防壁	35
土造のもの	へい	20
金属造のもの	煙突、打込み井戸、へい、街路灯	10
木造のもの	へい	10

○車両及び運搬具(自動車を除く)

構造又は用途	細目	耐用年数(年)
自転車及びリヤカー		2
フォークリフト		4
前掲のもの	自走能力を有するもの	7
以外のもの	その他のもの	4

○工具

構造又は用途	細目	耐用年数(年)
測定及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用のもの	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール その他のもの	3
型、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	2
切削工具		3
金属製柱及びカッペ		2
活字及び活字に常用される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る。)	2
	自製活字及び活字に常用される金属	8

○器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数(年)	
家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机、いす及びキャビネット	15	
	主として金属製のもの その他のもの		
	応接セット	5	
	接客業務のもの その他のもの		
	ベッド	8	
	児童用机及びいす	5	
	陳列だな及び陳列ケース	6	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの		
	その他の家具	5	
	接客業用のもの その他のもの		
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他の音響機器	5	
	冷房用又は暖房用機器	6	
	冷蔵庫、洗濯機、その他これらに類する電気又はガス機器	6	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式を除く)	4	
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3	
	じゅうたんその他の床用敷物	3	
	小売業用、接客業務用、放送用、レコード 吹込用又は劇場用のもの その他のもの		
	室内装飾品	15	
主として金属製のもの その他のもの			
食事又はちゅう房用品	2		
陶磁器又はガラス製のもの その他のもの			
その他	15		
主として金属製のもの その他のもの			

構造又は用途	細目	耐用年数(年)
事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター	
	孔版印刷又は印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	4
	その他のもの	5
	複写機、計算機(電子計算機を除く。金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの)	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
時計、試験機器及び測定機器	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	8
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
容器及び金庫	ボンベ	
	溶接製のもの	6
	鍛造製のもの	
	塩素用のもの	8
	その他のもの	10
	ドラムカン、コンテナその他の容器	
	大型コンテナ(長さが6m以上のものに限る)	7
	その他のもの	
金属製のもの	3	
その他のもの	2	
金庫		
手さげ金庫	5	
その他のもの	20	
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
	その他のもの	6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
その他のもの		
陶磁器製、ガラス製のもの	3	
主として金属製のもの	10	
その他のもの	5	

構造又は用途	細目	耐用年数(年)
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器、その他類似の球戯用具、射的用具	2
	碁、将棋、麻雀、その他の遊戯具	5
	スポーツ用具	3
	劇場用観客いす	3
	どんちよう及び幕	5
	衣装、かつら、小道具、大道具	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
前掲のもの以外のもの	シート及びロープ	2
	葬儀用具	3
	楽器	5
	自動販売機(手動のものを含む)	5
	無人駐車管理装置	5
	焼却炉	5
	その他のもの	
主として金属製のもの	10	
その他のもの	5	

機械及び装置の耐用年数(別表第2抜粋)

設備の種類・細目	耐用年数(年)
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備	10

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
 昭和40年3月31日 大蔵省令 第15号
 中間の改正略
 最終改正
 令和3年9月17日 財務省令 第66号

Ⅶ 申告書等の記入例

1 償却資産の申告書

申告書の提出年月日を記入してください。

氏名、ふりがな及び屋号の記入をお願いします。なお、変更があれば訂正してください。
※法人の場合は、法人をふりがな屋号及び代表者の氏名を記入してください。

郵便番号、住所又は納税通知書(申告書)の送付先及び電話番号を記入してください。なお、変更がある場合は訂正してください。
※ 本社所在地と送付先が異なる場合は、それぞれの所在を明記してください。

この申告について直接応答いただける方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。連絡を差上げる際に必要ですので、必ず記入してください。

個人番号(マイナンバー(12ケタ))又は法人番号(13ケタ)を記入してください。

事業種目を具体的に記入してください。法人の場合は資本金又は出資金等の金額も記入してください。

個人…事業を開始した年月を記入してください。法人…法人の設立年月を記入してください。

税理士等にこの申告書の作成を委託している方は、その氏名及び電話番号を記入してください。

該当する方に○印をしてください。

桶川市内の事業所等資産所在地及び事業を開始された年月を記入してください。また、法人の設立届の提出の有無について該当するものに○印をしてください。

借用資産の有無について該当するものに○印をお願いします。※借用資産ありの場合は、貸主の所在・名称等を記入してください。

事業所家屋の所有区分について該当するものに○印をお願いします。

桶川市内での事業を廃止される場合については、廃止年月日及び該当の廃止理由に○印をお願いします。
※廃止理由がその他の場合は、理由を備考欄に記入してください。

〇〇年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 さいたまけんおけがわしあずみ 埼玉県桶川市長

個人番号(マイナンバー) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

4 事業種目(資本金等の額) 日用品小売業 58 百万円

5 事業開始年月 昭和 20年 12月

6 この申告に定章する者の氏名及び氏名 総務部経理課 桶川 太郎 (電話 048-xxxx-xxxx)

7 税理士等の氏名 桶川税理士事務所 税務 花子 (電話 048-xxxx-xxxx)

9 短期耐用年数の選択 有・無

10 増加課税の届出 有・無

11 非課税該当資産 有・無

12 課税標準の特例 有・無

13 特別償却又は経費節減 有・無

14 青色申告 有・無

15 当市内における事業所等資産の所在地、開始年月、及び当市の法人(営業所)開設届の有・無

16 借用資産 貸主の名称等 有・無 △△リース㈱ 桶川市鴨川〇丁目〇番〇号

17 事業所家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

資産の種類	前年中に減少したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)=(ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

資産の種類 評価額(ホ) 決定価格(ヘ) 課税標準額(ト)

1 構築物

7 合計

※桶川市処理欄
受付入力の封筒有 控送
新規 宛名無
社名変更 所在地変更
パンチ 月 日
電算 一品
増加 減少
増減無 資産無
全資産抹消
特例 非課税
過年
入力
確認

事業廃止申告
事業廃止年月日
年 月 日
1 廃業・2 転出・3 譲渡・4 その他

《評価額・決定価格・課税標準額》
これらの欄の記入は必要ありません。
ただし、電算処理により全資産申告を行う場合には、記入をお願いします。

下記のような場合について理由・事項等の記入をお願いします。
①増加・減少以外の書類を添付される場合②前年中に合併された場合③所有者の名前・所在が変わった場合④申告書・納税通知書の送付先が変更になる場合⑤その他償却資産の評価について参考になる事項がある場合

なお、該当する償却資産がない場合は「該当資産なし」、前年中に増加及び減少資産がなかった場合は「増減なし」と記入してください。

(イ)欄: 前年度申告書の(ニ)欄の価額が記載されています。取得価額を変更した場合は、増加又は減少を含めた額に訂正してください。(電算処理にて全資産を申告されている方は、記載されていません。)

(ロ)欄: 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類ごとに記入してください。

(ハ)欄: 前年中に取得された資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ニ)欄: (イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類ごとに記入してください。

2 種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和4年1月2日から令和5年1月1日までに取得した資産及びそれ以前に取得し申告漏れとなっていた資産等を記入してください。
初めて申告される方は令和5年1月1日現在桶川市内に所有されている全資産を記入してください。

申告する年度を記入してください。

資産の種類について数字で記入してください。

1: 構築物
2: 機械及び装置
3: 船舶
4: 航空機
5: 車両及び運搬具
6: 工具・器具及び備品

資産の名称及び規格等を左詰めで記入してください。

※ 記入については、**カタカナ、アルファベット、数字のみ**を使用してください。

※ 濁点及び半濁点は1字として記入してください。

氏名又は法人の名称を記入してください。

明細書についてページ数を記入してください。
(例: 3枚のうち1枚目)

当該資産について次のような事項を記入してください。

①課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例: 法第349条の3 第1項)

②割賦販売資産等法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等

③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示

④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示

⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示

⑥1月1日に取得した資産についてはその旨の表示

所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1枚のページ	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月日			取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月	(円)	(%)	(%)	※	※	①・②・③・④・⑤・⑥		
01	1		チユウシヤジヨウコウジ	1	4	23	9	4,000,000	15				①・② ③・④		
02	1		コエンスブロックガイコウコウジ	1	4	23	9	600,000	15				①・② ③・④		
03	1		カンパン	1	4	23	9	340,000	3				①・② ③・④		
04	1		チンレットケース	6	4	23	10	660,000	8				①・② ③・④		
05	6		ジムヨウツクエ・イス	3	4	23	9	570,000	15				①・② ③・④		
06	6		オウセツセット	1	4	23	10	750,000	8				①・② ③・④		
小計				32				12,362,000	6						
18	6		金コ	1	4	23	9	600,000	20				①・② ③・④		
19	6		カラーテレビ	1	4	23	9	150,000	5				①・② ③・④		
20	6		エアコン	4	4	23	9	750,000	6				①・② ③・④		

資産の数量を記入してください。

資産を実際に取得した年月を記入してください。
なお、年号については、昭和に取得した場合は「3」、平成に取得した場合は「4」、令和に取得した場合は「5」としてください。

当該資産の取得価額を記入してください。

※ 「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をいいます。
※ 圧縮記帳については償却資産の評価上認められていません。

耐用年数を右詰めで記入してください。

『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』別表第1、別表第2、別表第5及び6に掲げる耐用年数を記入してください。
中古の資産については、見積もり耐用年数によってはその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によってはその耐用年数を記入してください。
※ 短縮耐用年数を適用している場合には、耐用年数の短縮承認通知書の写しの添付が必要になります。

「価額・課税標準の特例・課税標準額」
これらの欄の記入は必要ありません。
ただし、電算処理により全資産申告を行う場合には、記入をお願いします。

3 種類別明細書(減少資産用)

令和4年1月1日までに取得した資産について、
令和5年1月1日までに減少した場合に記入してください。

※ 前年度までに申告をされている方で、一品ごとの申告をされている方には、種類別明細書(前年度までに申告いただいている資産の明細)を添付していますので、そちらを参照の上、記入をお願いします。

申告する年度を記入してください。

資産の種類について数字で記入をお願いします。

- 1: 構築物
- 2: 機械及び装置
- 3: 船舶
- 4: 航空機
- 5: 車両及び運搬具
- 6: 工具・器具及び備品

資産のコードを右詰めで記入してください。

※別添の種類別明細書(前年度までの申告済み資産の明細)の資産コードを記入してください。

前年中に減少した資産の名称等を左詰めで記入してください。

※別添の種類別明細書(前年度までの申告済み資産の明細)の名称等を記入してください。

氏名又は名称を記入してください。

明細書についてページ数を記入してください。

(例: 3枚のうち1枚目)

下記の場合等に関しては摘要欄に記入をお願いします。

①資産を移動された場合には移動先等を記入してください。

②当該資産が減少した事由について、「4: その他」に○をされた場合は減少にあたっての事由を記入してください。

③減少区分が「2. 一部」に該当する場合には次のように記入してください。

例: 100万円(数量5)のうち40万円(数量2)減少

④前年度までの申告内容の訂正等、特記事項がある場合

該当する「減少の事由及び区分」の番号にそれぞれ○をつけてください。

〇〇年度

種類別明細書(減少資産用)

所有者コード		※		所有者名		1枚のうち						
				株式会社 ○△×商店		1枚目						
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月日 年 月 日	取得価額 取得価格	耐用年数	中合年度	減少の事由及び区分			摘要
									1売却 3移動	2損失 4その他	1全部 2一部	
01	1	1	コンクリートホソウ	1	3 61 10	4,000,000	15		1・②・3・4	①・2		
02	1	2	シユヘンデン「ンセツビ」	1	4 2 5	6,500,000	15		1・②・3・4	①・2		
03	2	1	セイホンキ	2	4 5 10	2,000,000	7		1・②・3・4	①・2		
04	6	1	カラーコピーキ	1	4 10 8	900,000	5		1・②・3・4	①・2		
05	6	2	ファックスツキデンワ	1	4 5 9	70,000	5		1・2・③・4	①・2	東京支店へ移動	
06	6	3	パソコン	2	4 8 11	200,000	4		①・2・3・4	1・②	5台所有のうち2台を売却 50,000円のうち20,000円分減少	

18	6	46	タイカキンコ	1	4 5 10	700,000	20					当該資産の耐用年数を記入してください。
			減少した資産の数量を右詰めで記入してください。	4	5 12	230,000	15		1・②・3・4	①・2		
20	6		減少した資産を取得した年月を記入してください。			200,000						減少した資産の取得価額を記入してください。

なお、年号については、昭和に取得した場合は「3」、平成に取得した場合は「4」、令和に取得した場合は「5」としてください。

なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価格を記入してください。

御提出前に次の事項の確認をお願いします。

各項目を確認の上、左のチェック欄に \surd 点を入れてください。

- 申告している資産は令和5年1月1日現在、事業の用に供することができる資産ですか。
- 決算終了後から令和5年1月1日までに取得した資産も申告に含めていますか。
- 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産ですか。（※）
（※ 取得価額20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、申告対象となります。）
- 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産（合計300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した資産も含めていますか。
- 種類別明細書（資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数）に計算誤り等はないですか。
- 全資産申告であっても種類別明細書を添付していますか。
- 屋号、連絡先、担当者名、税理士名等の記入漏れはないですか。
- 桶川市内に存在する資産ですか。
- 家屋部分の申告が含まれていませんか。
- 申告漏れ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。
- 申告書の前年度の価額は昨年申告内容と一致していますか。
- リース資産は貸している業者名の記入がありますか。
- 建設仮勘定で経理されている資産で、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供している資産も含めていますか。
- 簿外資産も含めていますか。
- 貸付事業の用に供している資産も含めていますか。
- 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。
- 社宅用、宿舍用等の償却資産で減価償却できる資産も含めていますか。
- 遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる状態の資産を含めていますか。
- 償却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- テナント入居者が取り付けした建物附属設備は、入居者が償却資産の申告をしていますか。
- 大型特殊自動車も申告に含めていますか。
- 無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア等）、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は申告から外してありますか。

〒363-8501

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

桶川市役所

税務課資産税係 行

※切り取って申告書送付の際に御利用ください。

※申告書等は、市役所HPからダウンロードできます。（<http://www.city.okegawa.lg.jp/>）